

平成30年度建設工事等に係る  
資格制限・指名停止措置状況一覧  
(破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

HP用

NO	業者名及び所在地	期 間	理 由						
30	(資格制限) 荻田建設工業(株) (尼崎市)	平成31年3月26日 から平成31年9月 25日まで (6か月)	兵庫県神戸県民センター神戸農林振興事務所発注の地防30地防第1号工事に関し、請負契約を締結したにもかかわらず、正当な理由がなくて契約を履行しなかったために契約書の規定に基づき契約を解除されたため。 (入札参加資格制限基準(2)カ(イ)適用)						
29	(株)九電工 (福岡市南区)	平成31年3月16日 から平成31年9月 15日まで (6か月)	当該業者の社員が、福岡県築上郡築上町発注のし尿処理施設建設工事の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたため。 (指名停止基準別表第2の3(3)適用)						
28	ミナト電機工業(株) (姫路市)	平成31年3月5日 から平成31年6月 4日まで (3か月)	兵庫県警察本部発注の津田神社南交通信号機修繕工事において、安全管理措置の不適切により、公衆に負傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の5(2)適用)						
27	(資格制限) (株)ソイルテック (赤穂市)	平成31年3月5日 から平成34年3月 4日まで (3年)	兵庫県西播磨県民局光都土木事務所発注の赤穂港唐船海岸環境整備工事の契約の履行に当たり、当該工事について著しく不正があったと認められたため。 (入札参加資格制限基準(2)ア(オ)適用)						
26	北淡路産業(株)ほか1者	平成31年2月8日 から平成31年4月 7日まで (2か月)	兵庫県淡路県民局洲本土木事務所発注の(二)洲本川水系洲本川 陀仏川樋門設置工事(土木)において、安全管理措置の不適切により、工事関係者に重傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(2)適用)						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">業 者 名</th> <th style="width: 50%;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北淡路産業(株)</td> <td>淡路市</td> </tr> <tr> <td>(株)楠組</td> <td>淡路市</td> </tr> </tbody> </table>		業 者 名	所 在 地	北淡路産業(株)	淡路市	(株)楠組	淡路市
業 者 名	所 在 地								
北淡路産業(株)	淡路市								
(株)楠組	淡路市								
25	大喜建設(株) (西宮市)	平成31年1月30日 から平成32年1月 29日まで (12か月)	当該業者の社員が、西宮市発注の下水道関連工事の入札を巡り、市職員から不正に設計金額等の情報を得たとして、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたため。 (指名停止基準別表第2の3(2)適用)						
24	松陽建設(株) (高砂市)	平成31年2月1日 から平成31年4月 30日まで (3か月)	当該業者が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)違反の容疑で起訴されたため。 (旧指名停止基準別表第2の7(5)ア適用)						
23	淡路土建(株)ほか1者	平成31年1月18日 から平成31年2月 17日まで (1か月)	兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所発注の沼島漁港沖2号防波堤改良工事において、安全管理措置の不適切により、工事関係者に重傷者を生じさせたため。 (平成31年1月1日改正指名停止基準附則2、旧指名停止基準別表第1の7(2)適用)						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">業 者 名</th> <th style="width: 50%;">所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡路土建(株)</td> <td>洲本市</td> </tr> <tr> <td>東興ジオテック(株)</td> <td>東京都港区</td> </tr> </tbody> </table>		業 者 名	所 在 地	淡路土建(株)	洲本市	東興ジオテック(株)	東京都港区
業 者 名	所 在 地								
淡路土建(株)	洲本市								
東興ジオテック(株)	東京都港区								

22	㈱岩田組 (多可郡多可町)	平成31年1月16日 から平成31年2月 15日まで (1か月)	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所発注の(砂)多田川砂防えん堤工事において、安全管理措置の不適切により、工事関係者に重傷者を生じさせたため。 (平成31年1月1日改正指名停止基準附則2、旧指名停止基準別表第1の7(2)適用)						
21	関西建設工業㈱ (神戸市西区)	平成30年12月27日 から平成31年1月 26日まで (1か月)	兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課発注の淡路景観園芸学校計画修繕建築工事において、安全管理措置の不適切により、工事関係者に重傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(2)適用)						
20	㈱神和商事ほか1者	平成30年12月27日 から平成31年3月 26日まで (3か月)	元役員が、業務上横領の容疑で起訴されたため。 (指名停止基準別表第2の8(1)適用)						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業 者 名</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱神和商事</td> <td>三木市</td> </tr> <tr> <td>(有)ユニテック</td> <td>三木市</td> </tr> </tbody> </table>		業 者 名	所 在 地	㈱神和商事	三木市	(有)ユニテック	三木市
業 者 名	所 在 地								
㈱神和商事	三木市								
(有)ユニテック	三木市								
19	三菱重工環境・化学エンジニアリング㈱ (横浜市西区)	平成30年11月9日 から平成30年12月 8日まで (1か月)	兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所発注の兵庫東流域下水汚泥広域処理場3号焼却炉炉体他機械設備長寿命化工事において、安全管理措置の不適切により、工事関係者に重傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(2)適用)						
18	(資格制限) ㈱増田医科器械 (京都市伏見区)	平成30年10月31日 から平成31年4月 29日まで (6か月)	兵庫県立がんセンター発注の婦人科ラパロ鉗子セットの購入の入札に関し、落札したにもかかわらず、正当な理由がなく、契約締結を拒んだため。 (入札参加資格制限基準(2)カ(ア)適用)						
17	津名土木㈱ (淡路市)	平成30年10月6日 から平成30年11月 5日まで (1か月)	兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所洲本土地改良事務所発注の経営体育成基盤整備生田大坪地区第4工区工事において、安全管理措置の不適切により、工事関係者に重傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(2)適用)						
16	㈱金下工務店ほか1者	平成30年10月6日 から平成30年11月 5日まで (1か月)	兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所発注の(国)178号他道路除草業務委託において、安全管理措置の不適切により、工事関係者に重傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(2)適用)						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業 者 名</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱金下工務店</td> <td>豊岡市</td> </tr> <tr> <td>袖長建設(有)</td> <td>豊岡市</td> </tr> </tbody> </table>		業 者 名	所 在 地	㈱金下工務店	豊岡市	袖長建設(有)	豊岡市
業 者 名	所 在 地								
㈱金下工務店	豊岡市								
袖長建設(有)	豊岡市								
15	アウトエリア芝田 (明石市)	平成30年8月31日 から平成31年2月 27日まで (6か月)	平成28年12月31日を審査基準日とする経営事項審査において、実際には存在しない技術者を技術職員名簿に記載して経営事項審査申請を行うとともに、その申請に基づき得られた結果通知書をもって、県に対し、入札参加資格審査申請を行っていたため。 (指名停止基準別表第1の1適用)						
14	平錦建設㈱ (姫路市)	平成30年8月21日 から平成30年9月 20日まで (1か月)	兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課発注の県立大学姫路工学キャンパス学生サークル会館耐震補強その他建築工事において、安全管理措置の不適切により、建設工事等関係者に重傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(2)適用)						

13	(株)久華園ほか1者	平成30年7月31日から平成30年8月30日まで (1か月)	但馬県民局養父土木事務所発注の(主)朝来出石線外 道路植樹管理作業(3)の入札に当たり、他の入札参加者が提出した積算内訳書と内容が近似する部分がある積算内訳書を提出した者があるとして同事務所から事情聴取を受け、その結果、当該業者が行った入札を無効とすべき事実が認められたため。 (指名停止基準別表第2の8(3)適用)									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業 者 名</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)久華園</td> <td>朝来市</td> </tr> <tr> <td>(有)華</td> <td>朝来市</td> </tr> </tbody> </table>		業 者 名	所 在 地	(株)久華園	朝来市	(有)華	朝来市			
業 者 名	所 在 地											
(株)久華園	朝来市											
(有)華	朝来市											
12	(株)赤鹿建設ほか1者	平成30年7月25日から下記月数	兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課発注の姫路競馬場スタンド耐震補強その他建築工事において、安全管理措置の不適切により、建設工事等関係者に重傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(2)適用) ※(株)赤鹿建設については、指名停止基準第3条第2項第1号も適用									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業 者 名</th> <th>所 在 地</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)赤鹿建設</td> <td>姫路市</td> <td>2か月</td> </tr> <tr> <td>(株)鈴木工業</td> <td>姫路市</td> <td>1か月</td> </tr> </tbody> </table>		業 者 名	所 在 地	期 間	(株)赤鹿建設	姫路市	2か月	(株)鈴木工業	姫路市	1か月
業 者 名	所 在 地	期 間										
(株)赤鹿建設	姫路市	2か月										
(株)鈴木工業	姫路市	1か月										
11	(株)フジタ (東京都渋谷区)	平成30年7月20日から平成31年3月19日まで (8か月)	農林水産省東北農政局が発注した土木一式工事について、自己と競争関係にある入札参加者である建設業者とその取引の相手方である農林水産省との取引を不当に妨害していたとして、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第19条違反により、排除措置命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の8(3)及び第3条第2項第1号適用)									
10	(株)フジタ (東京都渋谷区)	平成30年6月29日から平成31年3月28日まで (9か月)	国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所が発注した北近畿豊岡自動車道のトンネル建設工事を巡り、当該業者の社員が、贈賄容疑で逮捕されたため。 (指名停止基準別表第2の1(2)適用)									
9	(株)赤鹿建設 (姫路市)	平成30年6月27日から平成30年7月26日まで (1か月)	兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課発注の姫路競馬場スタンド耐震補強その他建築工事において、安全管理措置の不適切により、建設工事等関係者に重傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の7(2)適用)									
8	(指名停止解除) 平成30年度No. 6 (株)市原組	平成30年5月23日解除	当該業者及び当該業者の現場代理人が、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)違反の容疑で書類送検された件について、公訴を提起しない処分がなされたため。 (指名停止基準第3条第5項適用)									
7	日神建設(株) (宮城県仙台市)	平成30年5月15日から平成30年6月14日まで (1か月)	当該業者の従業員が、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)違反の容疑で書類送検されたため。 (指名停止基準別表第1の8適用)									
6	(株)市原組 (西宮市)	平成30年5月15日から平成30年6月14日まで (1か月)	当該業者及び同業者の現場代理人が、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)違反の容疑で書類送検されたため。 (指名停止基準別表第1の8適用)									

5	(資格制限) 建物管理(株) (姫路市)	平成30年5月2日 から平成30年11 月1日まで (6か月)	兵庫県立西宮病院発注の平成30～32年度医療器材洗浄滅菌 等業務委託の入札に関し、落札したにもかかわらず、正当な 理由がなく、契約締結を拒んだため。 (入札参加資格制限基準(2)カ(ア)適用)
4	(株)サンスイ (南あわじ市)	平成30年4月25日 から平成30年7月 24日まで (3か月)	元代表取締役が、刑法(明治40年法律第45号)の規定によ り罰金刑を受けたため。 (指名停止基準別表第2の8(1)適用)
3	(株)金谷建設興業 (姫路市)	平成30年4月13日 から平成30年10 月12日まで (6か月)	平成28年6月30日を審査基準日とする経営事項審査におい て、実際には受注していない工事経歴を記載することで工事 金額を水増しして経営事項審査を受けるとともに、それに基 づき得られた結果通知書をもって、県に対し、入札参加資格 審査申請を行っていたため。 (指名停止基準別表第1の1適用)
2	(株)ニコス (豊岡市)	平成30年4月13日 から平成30年7月 12日まで (3か月)	但馬県民局豊岡農林水産振興事務所豊岡土地改良センター 発注の百合地区百合井堰実施設計業務委託において、履行遅 滞があったため。 (指名停止基準別表第1の4(1)適用)
1	世紀東急工業(株)ほか 3者	平成30年4月13日 から下記月数	東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事、東京港埠頭株式 会社発注の特定舗装工事又は成田国際空港株式会社発注の特 定舗装工事について、一般競争入札等の参加者が共同して、 受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしてい たとして、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引 の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反によ り、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の2(1)ウ適用) ※世紀東急工業(株)及び鹿島道路(株)については、指名停止基準 第3条第2項第3号及び第4条第2項も適用 ※前田道路(株)及び日本道路(株)については、指名停止基準第3 条第2項第3号も適用

業 者 名	所 在 地	期 間
世紀東急工業(株)	東京都港区	4か月
前田道路(株)	東京都品川区	8か月
鹿島道路(株)	東京都文京区	4か月
日本道路(株)	東京都港区	8か月